

1 委託業務名

世界に発信・モノづくり DX 展示会「e-Craft exhibition」事業業務

2 業務の目的及び概要

ものづくり県・岡山の新たなブランディングを展開し、県内企業の広範囲な市場開拓や事業化を促進するため、DXを活用したオンライン展示会を開催する。

実績が豊富なオンライン展示会プラットフォーム等と連携し、場所や時間の制約にとらわれない発信拠点（オンライン展示会場）を構築することで、県内企業が開発した自社ブランド製品を国内及び世界に向けて強力に発信する。また、出展企業の製品力・技術力に「ストーリー（想い）」を掛け合わせた情報発信や、データ分析に基づくページ最適化を行うことにより、バイヤーとのマッチング精度を高め、実利に結びつく展示会運営を行う。

3 業務の内容

自社ブランド製品を対象としたオンライン展示会の開催・運営の実績が豊富な業務委託先を選定し、次に掲げる業務を実施する。

(1) オンライン展示会プラットフォームによるオンライン展示会場の構築・運営・監修

- ① バイヤーが興味を持ち、集客力の高い本県専用のオンライン展示会場を構築すること。
- ② 時間と空間の制約がなく、広範囲・長期間にわたり低コストで市場開拓が行えるDX化された展示システムを構築すること。
- ③ アクセス数増加につながるよう、サイト全体のデザイン監修及びSEO対策等を行うこと。
- ④ バイヤーが直感的に操作でき、目的の企業や製品にたどり着きやすいユーザビリティを確保すること。
- ⑤ SNSでの発信やマスメディアの活用など、県や出展企業と連携しながら、開催期間中、本オンライン展示会の認知向上や盛り上げるための支援体制をとること。

(2) 展示会ポータルページ（トップページ）の制作

来場したバイヤーを岡山ものづくりの世界観に引き込むため、没入感のあるポータルページを制作する。

- ① 「モノづくり県・岡山」のブランドイメージを向上させる高品質で魅力的なデザインとすること。
- ② 展示会全体のコンセプトを明確に伝え、各企業の展示ブース（個別ページ）への回遊を促す構成・デザインとすること。

(3) 出展企業ブース（個別製品紹介ページ）の制作・編集

出展企業の製品の魅力を最大化して発信し、バイヤーからの問い合わせを誘発するデザイン性に優れた紹介ページを制作する。

- ① 各企業からの情報に加えて、ヒアリング・インタビュー等を適宜実施し、商品のこだわり、技術的背景、ブランドへの想い等のストーリーを可視化した紹介文を作成すること。
- ② 過去の出展データ（問い合わせが発生しやすいページの特徴等）を分析し、独自のノウハウを活用して、アクセス数や成約率を高めるページ構成案を作成すること。
- ③ 写真や動画、図解等を効果的に配置し、紙媒体やオフライン展示会では伝えきれない多量か

つ質の高い情報を掲載すること。また、出展企業による製品の撮影などのクリエイティブに関する相談についても応じること。

(4) その他関連する事務事業

- ①本オンライン展示会における企画設計ならびに運営について、毎月1回程度県担当者と調整（オンラインミーティング）を行うこと。
- ②出展企業に向けて本オンライン展示会について、概要説明を行うこと。
- ③その他、受託者は、本事業の目的達成に関連する事務事業を行う。

4 業務に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たっては県の指示に従い、行政の補助として公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報、県を除く第三者へみだりに漏らしてはならない。
- (3) 本業務に係る記事及びイラスト、写真、デザイン等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- (4) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、本県からの求めがあるときは、本県の指定する期日までに提出すること。
- (5) 委託契約締結後、業務の実施に際して取得した著作権については、県に帰属するものとする。
- (6) 受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

5 実績報告書等の提出

受託者は、業務が終了したときは、速やかに別途指示する受託業務完了報告書を県に提出すること。

6 委託期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

7 委託限度額

1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。